第

3 7 4 0

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 4月 16日 木曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 為替相場が著しく変動した場合

 $oldsymbol{A}$:期末時のレートで評価することが認められます。

【解説】

法人税法では、為替相場が著しく変動した場合には、期末においてその外貨建資産等を取得したものとして期末時のレートで評価替えができることとなっています。

著しく変動した場合とは、次の算式で求めた割合がおおむね15%以上になる場合をいいます。

 $(A - B) \div A$

A: その事業年度終了の日の為替相場により 換算した本邦通貨の額

B: その事業年度終了の日におけるその外貨 建資産等の帳簿価額

この場合には、次の点に注意してください。

- ① 外国通貨の種類を同じくする外貨建資産等について計算した割合がおおむね15%以上となるものが2以上ある場合には、その一部についてのみ円換算することは認められません。
- ② 個々の外貨建資産等ごとに割合を求める のが困難な場合は、外国通貨の種類を同じ くする外貨建債権、債務、外貨預金又は外 国通貨のそれぞれの合計額を基礎として 割合を計算することが認められます。







